

## どんな制度？

一方または双方が**性的少数者**である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを町長に宣誓し、町が2人のパートナーシップ関係を証明する「**パートナーシップ宣誓書受領証**」などを交付する制度です。

令和5年11月27日スタート！

## 性的少数者とは？

性的指向（自己の恋愛感情や性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない人または性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性別と異なる人のことを言います。



詳細はこちら



# 永平寺町 パートナーシップ宣誓制度

## 町民・事業者のみなさまへ

お店や病院などで、パートナーであることを証明するために、受領書などが提示される場合があります。この制度により法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続等）が生じるものではありませんが、**パートナーシップの宣誓をした2人が、自分らしく生き生きと生活することを、永平寺町が応援するものです。**

町民、事業所などのみなさまにおかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いします。

## パートナーシップ宣誓できる人

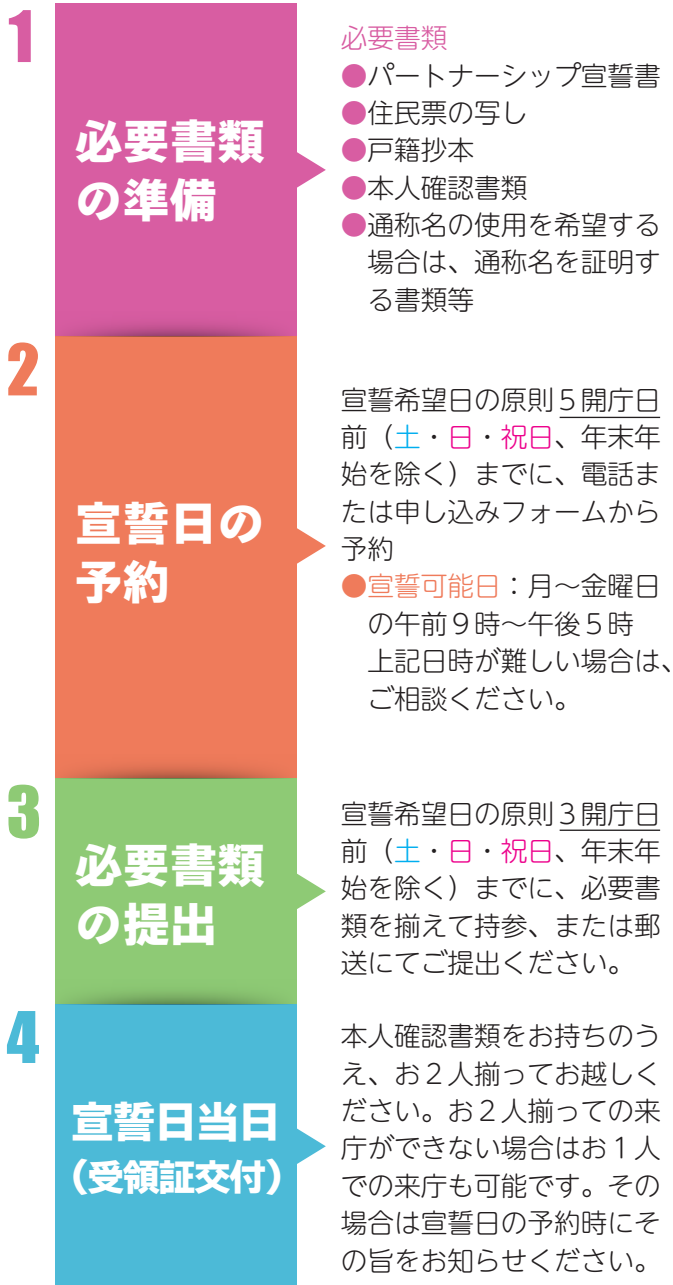
下記の項目をすべて満たしている必要があります。

- ① 成年に達していること
- ② 町内に住所を有していること、または3か月以内に転入を予定していること
- ③ 配偶者がいないこと
- ④ ほかの人とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- ⑤ 宣誓する人同士が近親者でないこと

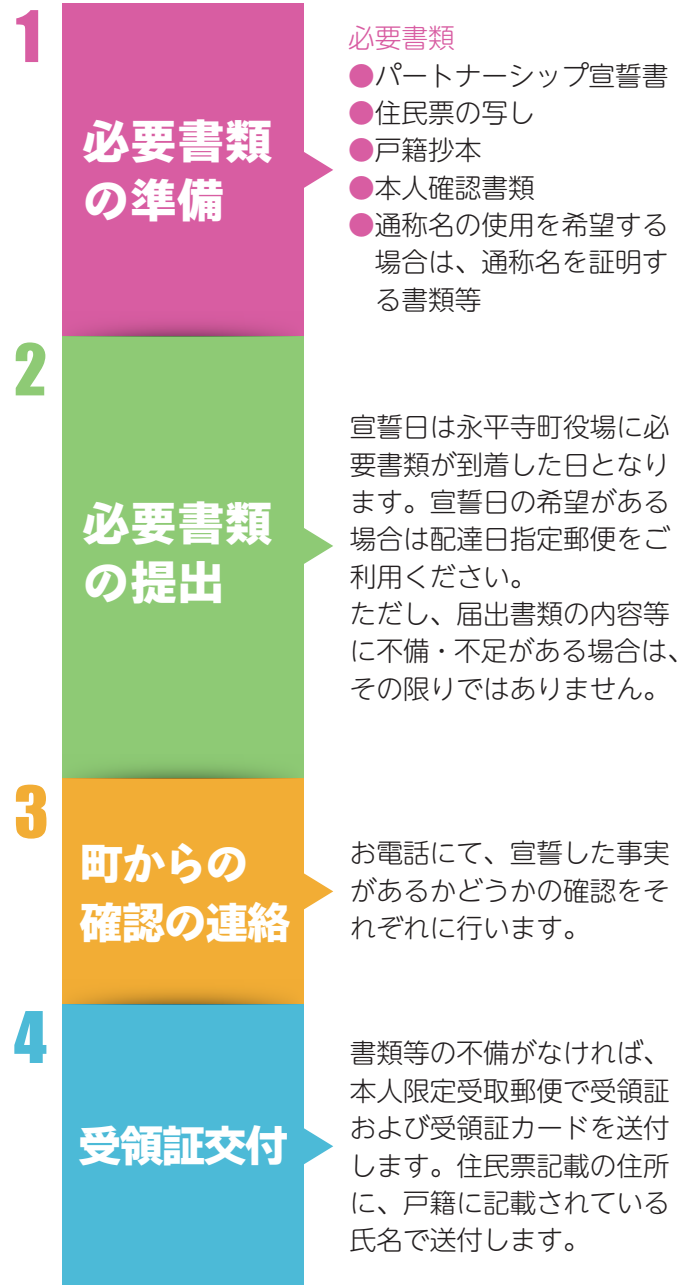
# パートナーシップ宣誓手続きの流れ



## 窓口にて宣誓する場合



## 郵送にて宣誓する場合



問合せ

予約連絡先  
書類提出先

永平寺町役場 総務課（本庁2階）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4

電話：0776-61-3941

Eメール：soumu@town.eiheiji.fukui.jp



詳細は  
こちら